

教育長に対する権限委任規則 新旧対照表

改正案	現行
<p>第一条 この規則は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号。以下「法」という。)</p> <p>第二十六条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。</p> <p>二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>三 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。</p> <p>四 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>五 教育財産の取得及び処分について知事へ申出を行うこと。</p> <p>六 学校の設置課程、生徒定員、教員定数に関すること。</p> <p>七 小、中学校の学級編制、教員定数に関すること。</p> <p>八 学校教育の方針及び努力事項に関すること。</p> <p>九 学校教育の指導計画に関すること。</p> <p>十 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>十一 教職員の人事に関すること。</p> <p>十二 事務局職員並びに学校以外の教育機関の職員の人事に関すること。</p> <p>十三 公民館、図書館、博物館等の運営の一般方針に関すること。</p>	<p>第一条 この規則は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和三十一年六月三十日法律第百六十二号)</p> <p>第二十六条第一項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任する事項を定めることを目的とする。</p> <p>第二条 次の事項を除き、委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>一 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止を決定すること。</p> <p>二 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。</p> <p>三 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。</p> <p>四 教育財産の取得及び処分について知事へ申出を行うこと。</p> <p>五 学校の設置課程、生徒定員、教員定数に関すること。</p> <p>六 小、中学校の学級編成、教員定数に関すること。</p> <p>七 学校教育の方針及び努力事項に関すること。</p> <p>八 学校教育の指導計画に関すること。</p> <p>九 教職員の研修計画に関すること。</p> <p>十 教職員の人事に関すること。</p> <p>十一 事務局職員並びに学校以外の教育機関の職員の人事に関すること。</p> <p>十二 公民館、図書館、博物館等の運営の一般方針に関すること。</p>

十四 青少年教育及び社会教育関係団体の指導方針に関すること。

十五 文化財保護、視聴覚教育、ユネスコ活動並びに教育に関する法人及び公益信託に関すること。

十六 県史編さんの方針等に関すること。

十七 学校保健体育の指導計画運営に関する一般方針に関すること。

十八 社会体育及びレクリエーション指導計画運営の一般方針に関すること。

十九 学校給食の指導計画運営の一般方針に関すること。

二十 学校以外の教育機関等の運営の一般方針に関すること。

二十一 法第二十七条の規定による点検及び評価に関すること。

二十二 聴聞の手續に関すること。

二十三 教育委員会の管理する公文書の公開に関すること。

二十四 市町 教育委員会の連絡指導等の方針に関すること。

二十五 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを求め、同法第二百四十五条の六の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は同法第二百四十五条の七第二項の規定により講ずべき措置に関し必要な指示をすること。

十三 青少年教育及び社会教育関係団体の指導方針に関すること。

十四 文化財保護、視聴覚教育、ユネスコ活動並びに教育に関する法人及び公益信託に関すること。

十五 県史編さんの方針等に関すること。

十六 学校保健体育の指導計画運営に関する一般方針に関すること。

十七 社会体育及びレクリエーション指導計画運営の一般方針に関すること。

十八 学校給食の指導計画運営の一般方針に関すること。

十九 学校以外の教育機関等の運営の一般方針に関すること。

二十 聴聞の手續に関すること。

二十一 教育委員会の管理する公文書の公開に関すること。

二十二 市町村教育委員会の連絡指導等の方針に関すること。

二十三 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の五第三項の規定により必要な措置を講ずべきことを求め、同法第二百四十五条の六の規定により必要な措置を講ずべきことを勧告し、又は同法第二百四十五条の七第二項の規定により講ずべき措置に関し必要な指示をすること。